令和2年度 文教委員会資料④

【所管事務の調査 (報告)】

川崎市における今後の犯罪被害者等支援のあり方について

資料 川崎市における今後の犯罪被害者等支援のあり方について

参考資料 第1回川崎市犯罪被害者等支援有識者会議資料

市民文化局

(令和3年3月15日)

川崎市における今後の犯罪被害者等支援のあり方について

1 特化条例の制定に向けた考え方について

犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけではなく、市民や事業者等を含めた社会全体としての取組が不 可欠であり、市民等の理解の下、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進 することが重要となります。

本市として取組を進める場合においても、支援を行う目的や基本理念、施策、行政・市民・事業者等の責務などに ついて、しっかりとした根拠に基づく規定を行うとともに、その内容を対外的に広くかつ明確に示し、犯罪被害者 等支援に係る市民理解度の深化を図ることが必要となることから、本市の取組根拠については、地方自治体として 最高の規範であり、また市民の負託を受けた議会の議決を経て制定される「条例」として位置付けることを目指し ます。

2 都道府県及び市町村の役割について

犯罪被害者等基本法では、都道府県・市町村を区別せず、地域の状況に応じた施策を総合的に推進することが求 められており、内閣府作成の犯罪被害者等施策の手引きの中でも、「都道府県・市町村の役割分担については、厳 密、排他的なものとしてではなく、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切 れなく受けられるようにするという視点に立った相互補完的なものとしてとらえることが重要である。」とされて います。

【犯罪被害者等基本法 第5条(地方公共団体の責務)】

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その 地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

市町村の役割

住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医 療・福祉制度の実施主体であることから、まずは、一次的 ほか、各種連絡会議や研修を通じた情報提供や啓発など な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わ せに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内 や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・ 団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うこと

(犯罪被害者等施策の手引き 内閣府)



基礎自治体として求められる役割

- A 一次的な相談窓口の整備
- B 各種支援制度を活用した被害者への直接支援
- C 関係機関・団体への橋渡し・情報提供
- D 新たな特化制度に基づく直接支援(※右記4)

都道府県の役割

市町村と同様、被害者からの相談等に適切に対応する 市町村との連絡調整・支援を行うとともに、被害者の置 かれた環境や心身の状況に精通した専門家(弁護士、精 神科医、臨床心理士等)の確保及び紹介、県域全体にま たがる関係機関・団体や支援制度に関する情報提供、被 害者支援に携わる者への研修、被害者問題に関する調査 研究など市町村単位では対応が難しい取組を重点的に実 施すること

(犯罪被害者等施策の手引き 内閣府)



広域自治体として求められる役割

- A 専門家による相談体制の整備
- B 市町村・団体への研修・啓発
- C 市町村・団体への情報提供・連絡調整
- D 県条例に基づく独自支援

3 神奈川県の支援実施状況、支援体制について

広域自治体としての県(県警、支援センター含む)の現在の支援状況は、多くの都道府県で実施している直接支 援(相談、付き添い等)、法律相談、カウンセリングに加え、経済的支援(生活資金貸付)や住居支援(県営住宅 優先入居、一時避難場所提供)などが実施されています。また、支援体制についても、県・県警・支援センターが 三位一体となってワンストップ支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が整備されています。

4 本市として整備を検討する支援施策について

前記2、3の内容、また広域自治体としての現在の県の支援内容、体制について、全国レベルが確保されている 中で、住民にとって最も身近な基礎自治体として各種福祉・保健事業などの様々な行政サービスを提供する本市に おいて、さらなる犯罪被害者等支援の取組を推進するためには、県でカバーできていない部分のきめ細やかな支援 を実施することが求められます。

この考え方に基づき、次のとおり本市として実施すべき支援施策を抽出しました。今後は、この項目について検 討を進めていくことを予定しています。

ア 日常生活支援

怪我の治療や警察の事情聴取、各種手続きや裁判参加等によって、今までどおりの日常生活が送れなく なるだけでなく、精神的な問題により、これまであたり前にできていたことがうまくこなせなくなるなど の影響が出た場合に、日常生活に対する支援が必要となります。

イ 住居支援

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった場合に、被害者等の住居環境を変えるための 支援が必要となります。

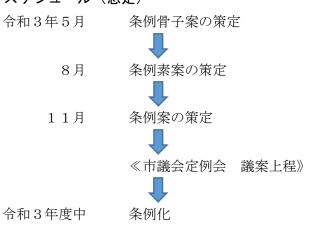
ウ 経済的支援

犯罪被害による失業や、怪我の治療・通院、転居、裁判参加など、生活環境の大きな変化により被害者 等が金銭的に困窮することから、犯罪被害者等給付金や保険金等が受領できるまでの間の、当座の生活資 金について支援が必要となります。

工 相談支援

犯罪被害により、今までの生活環境が変化するとともに、心身に様々な影響がでるため、専門家等によ る相談や様々な問題について相談に応じるなど、必要な情報の提供や助言等の支援が必要となります。

5 スケジュール (想定)



- 有識者会議の開催
- ・庁内連絡会議の開催
- 支援内容の検討
- ・パブリックコメントの実施
- 文教委員会報告

第1回「川崎市犯罪被害者等支援有識者会議」次第

日 時 令和3年2月16日(火) 午後2時00分から 場 所 川崎市役所第3庁舎 18階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 議 題
- (1) 有識者会議の進め方について
- (2) 川崎市の現状について
 - ・本市における犯罪被害者等支援に係る取組状況について
 - ・市内刑法犯認知件数、交通事故発生概況について
- (3) 他都市等の取組状況
 - ・神奈川県の支援について
 - ・県内市町村の状況について
 - ・他政令指定都市の状況について
- (4) 本市における犯罪被害者等支援のあり方
- (5) その他
- 4 閉 会

【第2回犯罪被害者等支援有識者会議 予定】

時期 4月下旬~5月上旬

内容 支援内容検討、犯罪被害者等支援条例骨子案について

○添付資料一覧

資料12

- 資料1 川崎市犯罪被害者等支援有識者会議開催運営要綱 資料 2 川崎市犯罪被害者等支援有識者会議。委員一覧 資料3 川崎市犯罪被害者等支援有識者会議について 資料4 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例 資料 5 審議会等の概要 川崎市犯罪被害者等支援有識者会議の想定スケジュール 資料 6 本市における犯罪被害者等支援に係る取組状況について 資料 7 資料8 市内刑法犯罪名別認知件数、川崎市内刑法犯認知件数年別一覧表 資料 9 川崎市内における交通事故発生概況 資料10 神奈川県における犯罪被害者等支援 神奈川県下犯罪被害者等支援施策 一覧 資料11
- 資料13 政令指定都市犯罪被害者等支援施策 一覧

政令指定都市の状況について

資料14 本市における今後の犯罪被害者等支援のあり方について

川崎市犯罪被害者等支援有識者会議開催運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市犯罪被害者等支援有識者会議(以下「有識者会議」 という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

- 第2条 市長は、犯罪被害者等支援の推進に関し、次に掲げる事項について、有 識者会議の委員の意見を求める。
 - (1) 本市における、犯罪被害者等支援施策に関すること。
 - (2) その他犯罪被害者等支援施策に係る必要な事項

(委員)

- 第3条 有識者会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。
 - (1) 学識経験者・有識者
 - (2) 関係団体代表者
 - (3) 関係機関職員

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第5条 有識者会議は、市長が必要に応じて招集するものとする。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、市民文化局市民生活部地域安全推進課において 処理する。

附則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

資料2

川崎市犯罪被害者等支援有識者会議 委員一覧

	委員名	所属等	分野
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 理事長	学識経験者 (法律)
2	山下 由紀子	NPO 法人神奈川県メンタルサポート協会 理事	有識者 (臨床心理)
3	渡邉 保	犯罪被害者の会にじの会 代表 被害者が創る条例研究会 世話人	被害者団体 (犯罪被害)
4	竹島 康美	NPO 法人交通事故後遺障害者家族の会	被害者団体 (交通事故)
5	矢口 統一	神奈川県弁護士会川崎支部、犯罪被害者支援委員会	有識者
6	長島 豪	NPO 法人神奈川被害者支援センター 所長	被害者 支援団体
7	佐々木 功	神奈川県警察犯罪被害者支援室 室長	県警 所管部署

川崎市犯罪被害者等支援有識者会議について

1 会議の位置付けについて

この会議は、法律や条例の規定により執行機関の附属機関として設置する審査会や審議会等という扱いではなく、市が抱える個別具体的な課題等に対し、専門知識の導入等を目的として、外部有識者等から意見を聴取するための会議として位置付けます。

2 委員の役割について

本市の犯罪被害者等支援に係る施策等について、専門的知見に基づく意見等を述べていただきたいと存じます。

3 会議の運営方法等について

(1) 会議の進行について

事務局で行います。(会長等の選任は行いません。)

(2) 会議の公開

会議公開条例第3条の規定では、会議は原則として公開することとされていますが、第5条で 定める理由のある場合は非公開(議題毎の判断)とすることができます。

第2回以降の会議内容は同条第1号及び第3号の規定に該当することが想定されますので、委員の御意見を伺いながら、この会議における公開、非公開の考え方について判断してまいりたいと考えています。なお、会議の概要については市ホームページで公開します。

(3) 会議の事前公表

会議公開条例第6条の規定に基づき、会議の日時、場所等をあらかじめ公表します。

(4) 会議の傍聴(※)

会議公開条例第7条の規定に基づき、会議が非公開とされたときを除き、何人も会議を傍聴することができます。

(5) 会議資料の提供(※)

会議公開条例第8条の規定に基づき、会議が公開されるときは、傍聴する者に会議資料を提供します。

(6) 会議録の作成

会議公開条例第9条の規定に基づき、会議録を作成します。議事については、原則として個々の発言者及び発言内容(会議等で決めた全録又は要約方式に基づき、分かりやすく適切な内容とすること。)を記載するとしていますので、委員の御意見を伺いながら、会議録の記録方式(全録又は要約)について判断してまいりたいと考えています。なお、会議の一部又は全部を非公開とした場合でも会議録は作成します。

(7) 会議録の公開、閲覧(※)

会議公開条例第10条の規定に基づき、会議録の確定後、その写し等を情報プラザ及び公文書館において閲覧(会議開催日の属する年度の翌年度の末日まで)に供します。

※ 上記(2)により非公開とした場合の議題部分については(4)(5)(7)の事項は適用されません。

○川崎市審議会等の会議の公開に関する条例

平成11年3月19日条例第2号

改正

平成13年3月29日条例第1号 平成16年12月22日条例第54号 平成19年7月2日条例第23号 平成27年3月23日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、 市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政 の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、審議会等は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等(審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下この条において同じ。)を公開することができる。
 - (1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
 - (2) あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(非公開とすることができる会議)

- 第5条 第3条及び前条ただし書<u>の規定にかかわらず、審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が</u> <u>次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は</u> 一部を非公開とすることができる。
 - (1) <u>個人に関する事項</u>(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。) <u>であって、当該事項に含まれる氏名</u>、生年月日<u>その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの</u>(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予想されている事項
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる 事項
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員並びに指定出資法人(川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。)第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該事項がその職務の遂行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - エ 当該個人が指定管理者(情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下

- この条において同じ。)が行う当該指定に係る業務(以下この条において「指定管理業務」という。)に従事する者(当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下この号において「指定管理業務従事者」という。)である場合において、当該事項がその指定管理業務の執行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する事項(指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものを除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を 害するおそれがあるもの
 - イ 市長その他の執行機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該事項の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) <u>市の機関</u>並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、<u>検討又は協議に関する事項</u>(指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。)であって、公にすることにより、<u>率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ</u>、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する事項(指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。)であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものア監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、 地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地 位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、 指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の不当な利益を害するおそ れ
- (5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、 犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる事項
- (6) 法令の規定により、又は市長その他の執行機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる事項 (会議開催の事前公表)
- 第6条 実施機関(審議会等が設置されている市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)は、その定めるところにより、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。 ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。 (会議の傍聴)
- 第7条 何人も、第4条又は第5条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。 (会議資料の提供)
- 第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴する者に会議 資料(情報公開条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を提 供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、その定めるところにより、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを 閲覧に供しなければならない。

(運営状況の報告及び公表)

- **第11条** 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運営状況を取りまとめ、これを 議会に報告するとともに、公表するものとする。
- 2 市長は、実施機関に対し、この条例の運営状況について報告を求めることができる。 (特別の定めがある場合の取扱い)
- **第12条** 審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

この条例は、平成11年4月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する審議会等の会議から適用する。

附 則 (平成13年3月29日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(改正後の川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の適用区分)

14 前項の規定による改正後の川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条の規定は、施行日 以後同条例第6条の規定により公表される審議会等の会議から適用する。

附 則 (平成16年12月22日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第5条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後新条例第6条の規定により公表される審議会等の会議から適用し、施行日前に改正前の条例第6条の規定により公表された審議会等の会議については、なお従前の例による。

附 則(平成19年7月2日条例第23号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第4号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市犯罪被害者等支援有識者会議
根拠法令等	川崎市犯罪被害者等支援有識者会議開催運営要綱
設置年月日	令和3年1月21日
所 掌 事 務	犯罪被害者等支援の推進に関し、次に掲げる事項について、有識者会議の委員の意見を求める。 (1) 本市における犯罪被害者等支援施策に関すること。 (2) その他犯罪被害者等支援施策に係る必要な事項
委 員 数	7名
委員の構成	(1) 学識経験者・有識者(2) 関係団体代表者(3) 関係機関職員
会議公開・非公開	原則公開
非公開の理由	議題が、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号 (個人に関する事項)及び第3号(市内部の検討又は協議に関する事項)に該当する場合、非公開とする。
事務局担当課	市民文化局 市民生活部 地域安全推進課電 話 044-200-2284 ファックス 044-200-3869

川崎市犯罪被害者等支援有識者会議の想定スケジュール

回	開催予定月	主な議題等						
第1回	令和3年 2月16日	本市の現状及び他都市等の状況						
第2回	4月~5月	支援内容検討、条例骨子(案)						
第3回	6月~7月	支援内容検討、条例素案						
第4回	10月~11月	支援要綱検討、条例案						
≪市議会定例会 議案上程≫								
第5回	令和4年	支援内容等及び条例制定の報告						

本市における犯罪被害者等支援に係る取組状況について

犯罪被害者等支援相談窓口の設置経緯について

平成17年12月に国が策定した犯罪被害者等基本計画では、内閣府から地方公共団体に対し、 犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う「総合的な対応窓口」の設置を要請するとされま したが、本市では、平成20年5月に「犯罪被害者等支援相談窓口」を設置し、相談員による面接 又は電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っています。

2 相談窓口の概要

- (1) 受付時間 月曜日~金曜日(休日を除く)9:00~17:00
- (2) 相談方法 電話、FAX、メール等 ※ 面接相談は要予約
- (3) 相談員 4名(警察官OB、他の防犯業務と兼務体制)
- 市民文化局市民生活部地域安全推進課 事務室内 (4) 設置場所

3 相談実績

平成 21 年度	6件	平成 25 年度	9件	平成 29 年度	10件
平成 22 年度	2件	平成 26 年度	23 件	平成 30 年度	20 件
平成 23 年度	8件	平成 27 年度	10 件	令和元年度	27 件
平成 24 年度	13 件	平成 28 年度	16 件	令和2年度	23 件
				(1 日	末現在)

(1 月末現在)

4 相談の受理状況

令和元年度は、犯罪被害相談8件、不明確な犯罪被害相談6件、犯罪被害以外の相談4件、そ の他9件となっています。

令和2年度は、犯罪被害相談9件、不明確な犯罪被害相談9件、犯罪被害以外の相談5件とな っています。

※ 詳細は別紙参照

5 相談窓口の周知広報

市ホームページのほか、犯罪被害者等支援キャンペーン(県主催)や人権関連イベント(市主 催)において、チラシを活用した広報啓発を実施しています。

6 課題

- (1) 他都市と比較して相談窓口の相談件数が低い傾向にありますが、被害者支援に特化した市 独自の支援内容の充実化が図られていないことが、要因の一つとして考えられます。
- (2) 犯罪被害者等支援に係る市民意識や理解度が高まっているとは言えない状況であり、必然 的に相談窓口の認知度も低いと考えられることから、より効果的な広報啓発活動に取り組む 必要があります。
- (3) 円滑かつ適切な支援の実施に向けて、相談窓口の体制構築と庁内の既存支援制度所管部局 とのより一層の連携強化を図っていくことが必要となります。

犯罪被害者等支援相談窓口 相談受理状況

〇 令和元年度 27件

	電話完結	面接完結	警察引継	消費者 センター	サポート センター	法テラス	計
犯罪被害相談	4	1	1	0	2	0	8
不明確な犯罪被害相談	6	0	0	0	0	0	6
犯罪被害以外相談	1	0	1	0	0	2	4
その他	7	0	1	0	0	1	9
計	18	1	3	0	2	3	27

[※] 警察・消費者センター・法テラス引継ぎは、すべて電話完結している。

○ 令和2年度 23件 (1月末日現在)

	電話完結	面接完結	警察引継	消費者 センター	サポート センター	法テラス	計
犯罪被害相談	3	0	5	1	0	0	9
不明確な犯罪被害相談	3	0	5	1	0	0	9
犯罪被害以外相談	2	0	1	2	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	8	0	11	4	0	0	23

[※] 警察・消費者センター引継ぎは、すべて電話完結している。

市内刑法犯罪名別認知件数

令和2年1~12月累月暫定値

	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他刑法犯
川崎市	6,210	61	541	4,553	359	84	612
川崎区	1,994	15	179	1,508	105	15	172
幸区	674	7	40	477	77	10	63
中原区	795	10	51	629	26	10	69
高津区	987	11	81	710	48	14	123
宮前区	492	3	40	364	30	11	44
多摩区	855	8	123	573	35	13	103
麻生区	412	7	27	291	38	11	38
横浜市	13,567	103	1,049	9,701	902	173	1,639
相模原市	3,276	22	168	2,529	162	25	370

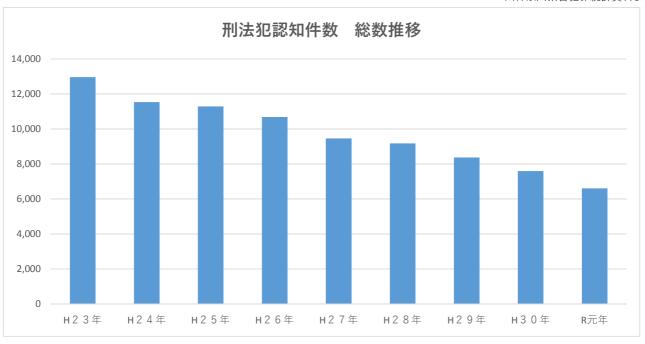
※神奈川県警犯罪統計資料より

包括罪種	罪種	内訳罪名				
	 殺人	殺人罪、嬰児殺、殺人予備罪、自殺関与罪				
	7/22/54	強盗殺人罪(致死を含む。)、強盗傷人罪、強盗・強制性交等罪				
凶悪犯	強盗	(致死を含む。)強盗罪・準強盗罪(強盗予備、事後強盗、昏睡強盗)				
	 放火	放火罪、消火妨害罪				
	強制性交等	強制性交等罪(致死傷を含む。)、準強制性交等罪、監護者性交等罪				
	凶器準備集合	凶器準備集合罪、凶器準備結集罪				
	暴行	暴行罪				
粗暴犯	傷害	傷害罪、傷害致死罪、現場助勢罪				
	脅迫	脅迫罪、強要罪				
	恐喝	恐喝罪				
窃盗犯	窃盗	窃盗罪				
	詐欺	詐欺罪、準詐欺罪				
	横領	横領罪、業務上横領罪				
	偽造	通貨偽造罪、文書偽造罪、支払用カード偽造罪				
 知能犯	何但	有価証券偽造罪、印章偽造罪				
7413030	汚職	賄賂罪(収賄罪・贈賄罪)、職権濫用罪(致死傷を含む。)				
	あっせん 利得処罰法	公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律に規定する罪				
	背任	背任罪				
	賭博	普通賭博罪、常習賭博罪、賭博開帳等罪				
風俗犯	わいせつ	強制わいせつ罪(致死傷を含む。)、準強制わいせつ罪、監護者わいせつ罪、				
	170°E 7	公然わいせつ罪、わいせつ物頒布等罪				
その他	上記以外の罪種					

川崎市内刑法犯認知件数 年別一覧表

	H23年	H24年	H 2 5年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
総数	12,965	11,536	11,287	10,685	9,458	9,177	8,376	7,590	6,606
凶悪犯	62	63	68	56	34	53	42	43	43
粗暴犯	855	816	820	765	690	634	601	456	494
窃盗犯	9,837	8,798	8,677	8,265	7,255	6,939	6,220	5,627	4,892
知能犯	384	375	442	433	376	384	551	578	418
風俗犯	112	98	104	93	73	110	111	101	87
その他刑法犯	1,715	1,386	1,176	1,073	1,030	1,057	851	785	672

※神奈川県警犯罪統計資料より



人口千人当たり 刑法犯認知件数 大 阪 市 16.5 名古屋市 9.9 福岡市 9.4 9.2 市 東京都区部 9.0 神戸 8.8 市 8.6 千 葉 市 8.2 さいたま市 7.9 京 都 市 7.7 北九州市 仙 台 市 6.8

※大都市データランキング「カワサキをカイセキ!」より

札	幌	市	6.3			
新	潟	市	6.3			
岡	山	市	6.3			
広	島	市	6.2			
熊	本	市	6.0			
相	模 原	市	5.9			
静	畄	市	5.8			
浜	松	市	5.3			
川	崎	市	5.0			
横	浜	市	4.7			
平成30年刑法犯認知件数÷人口 *×1,000						

● 川崎市内における交通事故発生概況(令和2年1~12月)

※神奈川県警察統計資料より

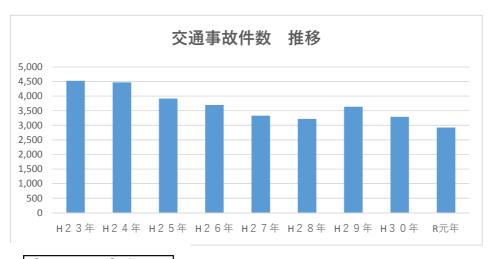
1 区別発生概況

					発生件数			死者数			負傷者数	
		\			前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率
	Ш	崎	区	679	-65	-8.7%	4	-4	-50.0%	745	-98	-11.6%
	幸		区	268	+7	+2.7%	2	+1	+100.0%	314	+15	+5.0%
	中	原	区	269	±0	±0%	4	+4	***	293	-16	-5.2%
川崎市	高	津	区	469	+94	+25.1%	2	-4	-66.7%	529	+104	+24.5%
/川町川	宮	前	区	412	-6	-1.4%	4	+2	+100.0%	460	-13	-2.7%
	多	摩	区	450	-54	-10.7%	3	±0	±0%	494	-77	-13.5%
	麻	生	区	331	-18	-5.2%	1	±0	±0%	392	-5	-1.3%
				2,878	-42	-1.4%	20	-1	-4.8%	3,227	-90	-2.7%
	県内			20,630	-2,664	-11.4%	140	+8	+6.1%	23,904	-3,488	-12.7%

[※] 前年が0の場合は、増減率が計算できないことから「***」と表記している。

川崎市内交通事故発生状況 年別一覧表

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
件数	4,526	4,470	3,915	3,696	3,328	3,218	3,634	3,291	2,920
死者数	28	21	21	28	20	17	20	19	21
負傷者数	5,165	5,146	4,502	4,216	3,867	3,680	4,160	3,775	3,317



	人			了人当たり ₹発生件数
1	 浜	松	市	953.4
2	静	岡	市	726.0
3	北	九州	市	703.2
4	福	岡	市	558.5
5	名	古 屋	市	480.2
6	堺		市	436.7
7	神	戸	市	420.6
8	大	阪	市	399.4
9	岡	山	市	356.4
10	相	模 原	市	352.1
11	仙	台	市	318.5
	•			į

12	熊	本	市	313.7
13	千	葉	市	297.4
14	さい	いたき	ま市	282.5
15	広	島	市	277.0
16	京	都	市	264.7
17	横	浜	市	256.6
18	札	幌	市	237.8
19	東京	京都区	区部	226.9
20	JII	崎	市	223.3
21	新	潟	市	206.2
		30年3 ×100		き生件数÷人

※大都市データランキング 「カワサキをカイセキ!」より

※市町村職員向け 犯罪被害者等支援ハンドブックから抜粋

神奈川県における犯罪被害者等支援

① 県の犯罪被害者等支援施策

県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を平成 21 年に策定し、それに基づき、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定して、犯罪被害者等への総合的な支援に取り組んできました。

神奈川県犯罪被害者等支援条例

目的

犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与する。

基本理念

- ・犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援の提供
- ・すべての県民の理解と配慮、自発的な取組の促進
- ・県、県民等、市町村の連携・協力による犯罪被害者等支援の推進

第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の主な事業

	区分	重点的取組				
総合的支援体制	総合的支援 体制の充実	① かながわ犯罪被害者サポートステーションの運営、充実かながわ犯罪被害者サポートステーションを運営し、関係機関と連携して、総合的にきめ細かい支援を提供します。				
の		② 性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の 運営と相談・支援機能の充実・強化 警察への届出を躊躇することの多い性犯罪・性暴力の被害者が、いつでも安心して相 談し、必要な支援がワンストップで受けられる「かならいん」の運営を継続しつつ、 相談・支援の充実を図ります。				
充実と支援関係機関		③ サポートステーションと「かならいん」の広報の強化 様々な機会を通じて、サポートステーションや「かならいん」の存在や活動内容を周 知するため、効果的な広報を行います。				
ے ا		④ 緊急支援の推進 重大事案が発生した場合の市町村など、関係機関との連携態勢、役割分担等について 検討します。県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案等の重大事案が発 生した場合に、迅速かつ円滑な支援を行います。				
の連携	地域における支援体制の充実	① 市町村の取組支援と連携の推進 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、県民の理解促進を図るとともに、県と市町村が連携して犯罪被害者等支援に取り組む機運を醸成し、取組を進める市町村を後押しします。総合的な対応窓口の体制など個々の市町村の状況に応じて、サポートステーションとの連携を強化します。				
		② 警察署被害者支援ネットワークを母体とした地域レベルでの運動の 展開 各警察署に設置されている「警察署被害者支援ネットワーク」を地域レベルの被害者 支援体制として位置づけ、支援の充実を図ります。				

支援関係機関との連携総合的支援体制の充実と	支援関係機関 の連携強化	① 支援関係機関ネットワークの充実 会議等を通じて関係機関相互の情報共有を進めるとともに、各機関の担当者間で、事 例検討や情報交換を行うなど、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。
日常生活回復に向けたきめ細	経済的負担の軽減	 ① 生活資金貸付の実施 被害にあったことで生じる医療費などの不測の経費等について貸付を行います。 ② 犯罪被害給付制度の周知等 犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。 ③ 弁護士による法律相談の実施(再掲) ④ 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施(再掲) ⑤ 緊急避難場所(ホテル等)の提供(再掲)
かい	法律問題の解決への支援	① 弁護士による法律相談の実施 神奈川県弁護士会と連携を図り、犯罪被害者等が抱える法的な問題について、犯罪被 害者等が安心して相談できる無料法律相談を実施します。
支援の提供	日常生活の 支援	① 付添支援の実施 公判、捜査協力などにかかる負担を少しでも軽減できるよう、付添いによる直接支援を、ノウハウのある民間支援団体と連携・協働して提供します。 ② 生活支援の充実 家事等の日常生活支援について、市町村と情報交換を進め、市町村の取組との連携を含めて検討し、支援の充実を図ります。
	心身に受けた 影響からの 回復	 ① 臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援の実施 民間支援団体と連携・協働し、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。特に、死傷者が多数に上る事案など、事案の内容に応じ柔軟に対応し、犯罪被害者等がより支援を受けやすい形での実施について検討します。また、必要に応じて、保健所等関係機関と連携し、精神科医療の受診につなげます。 ② 精神科の受診の支援 犯罪被害者等が精神科の受診が必要と考えられる場合に、適切な医療に繋げるための費用を、公費負担します。 ③ 自助グループの紹介自助グループについての情報収集に努めるとともに、必要に応じて、被害者等に対して自助グループを紹介します。
	一時的な住居の提供等	 ① 緊急避難場所(ホテル等)の提供 被害直後の避難場所として、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。 ② 住居の確保への支援 一時的な居住場所として県営住宅への入居による支援を行います。また、市町村営住宅の一時使用等について、市町村と連携した取組を進めます。 被害者等の転居へ向けた支援として、民間団体と連携し、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。。

	① 犯罪被害者等への理解についての普及啓発の推進 市町村や関係機関・団体等と連携した普及啓発を行います。 犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)に合わせ、インターネット環境を含めた 二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等の置かれた状況や支援や配慮の必要性につ いて理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施します。
県民・事業者の理解 の促進	② 犯罪被害者等理解促進講座の実施 市町村と連携し、犯罪被害者等支援についての講演会、シンポジウム等を実施し、理 解促進を図ります。 中学生及び高校生を対象に、社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者にも加害者にも ならない気運の醸成を図るため、「いのちの大切さを学ぶ教室」、「いのちの大切さ を学ぶ教室作文コンクール」を開催します。
	③ 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会を母体とした 県民運動の展開 安全・安心まちづくりの推進体制である「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり 推進協議会」を犯罪被害者等支援における推進体制としても位置づけ、犯罪被害者等 支援についても県民総ぐるみ運動として展開します。
	① 犯罪被害者等支援員養成講座の実施 被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等への付添支援を担う支援員を養成 するための講座を実施します。
犯罪被害者等を支え	② 支援者、相談員等に対する研修等の実施 県、県警、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二 次被害の防止、県の支援策全般について理解を深め、被害者支援に携わる職員の資質 向上を図ります。支援員、相談員等のスキルアップのための研修会等を実施します。
る人材の育成	③ 支援者、相談員等を支える取組の実施 支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。
	④ 支援ボランティア登録制度の運用 支援ボランティア登録制度を運用し、ボランティア登録者の拡大と活動の促進を図ります。

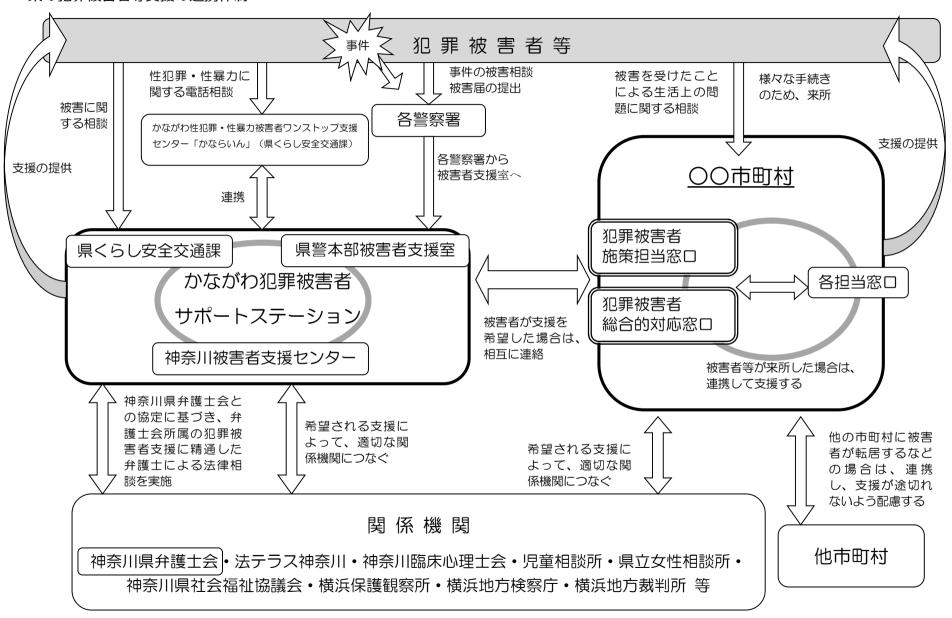
神奈川県犯罪被害者等支援条例の詳細

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f4181/p12648.html

第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の詳細

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f4181/p12649.html

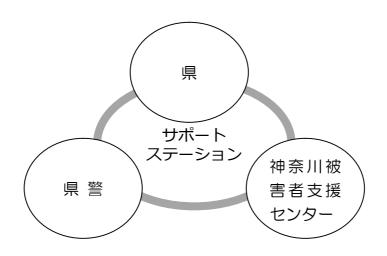
県の犯罪被害者等支援の連携体制



③ かながわ犯罪被害者サポートステーションの支援

かながわ犯罪被害者サポートステーションは、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき、 平成 21 年に開設された施設です。

犯罪等の被害にあわれた方やその家族の方々からのさまざまなご相談に応じ、必要とする情報や支援を提供するため、県と神奈川県警察、NPO法人神奈川被害者支援センター (以下、「支援センター」という。)が一体となって、運営しています。



相談業務 支援センター (県委託)

犯罪被害にあわれた方からのさまざまな相談に応じています。

【電話相談】 045-311-4727

月~土曜日 午前9時~午後5時 ※祝日、年末年始を除く

【メール相談】 県ホームページの「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の

相談フォームへ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/cnt/f4181/p12669.html

【面接相談】 電話により予約

被害にあわれた方へのさまざまな支援

支援対象となる方

原則として、神奈川県内に住所を有する、殺人、傷害、性犯罪等により心身に被害を受けられた方やその家族等

【対象となる主な罪名】

殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪、交通死亡事故、ひき逃げ事件など (詳細については、かながわ犯罪被害者サポートステーション又は県くらし安全 交通課までお問い合わせください。)

被害者等への初期対応(手続の説明)

県警

犯罪被害にあわれた方に、被害者支援に関する手続き等の情報提供を行っています。

法律相談 県

弁護士会と連携し、犯罪被害者支援に精通した弁護士による法律相談を実施しています。(原則1回。2回まで無料)

【支援対象者】

- 1 日本国内または、国外における日本籍船舶・航空機での犯罪行為により被害を被ったものであること
- 2 被害者が死亡した場合、または被害により意思表示ができない場合は、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、神奈川県内での相談に限る。
- 3 警察に被害申告があるなど、客観的に被害者であることが確認できる者 【支援対象外】
- 1 犯罪被害者と加害者間に親族関係(事実婚を含む)にある場合(特に必要と認められる場合を除く)
- 2 犯罪被害者が犯罪を誘発した場合及び当該被害につき、被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- 3 その他の事情から判断して、法律相談による支援が社会通念上適切でないと認められる場合

カウンセリング

支援センター(県委託)

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを実施しています。(回数制限あり・無料)

【支援対象者】

・犯罪等により被害を被ったもの及びその家族または遺族

検察庁、裁判所等への付添い

支援センター

県

支援センターの支援員が、検察庁や裁判所等への付添を行います。(無料) 【支援対象者】

・犯罪等により被害を被ったもの及びその家族または遺族

生活資金貸付

殺人事件のご遺族や犯罪の被害にあって傷病を負った方やそのご家族を対象に、医療 費等の不測の経費についての貸付を無利子で行います。貸付限度額は被害の程度によっ て異なります。

	支援対象者	限度額	償還			
殺人事件のご遺放	英					
故意の犯罪により重傷病を負った方やその家族	① 療養期間1ヶ月以上かつ入院3日以上の場合② PTSD等の精神疾患で、療養期間1ヶ月以上かつ3日以上の就労不能の場合	│ 限度額 - 100 万円	犯罪被害者給付金等の受領の翌 日から30日以内			
	③ ①または②ほどの重傷病ではない場合	限度額30万円	貸付を受けた日の属する月の翌日から起算して 1年の据置期間を経た後 3年以内に月賦又は半年賦による			

※犯罪被害給付金等の給付の申請を行う者

対象経費

医療費、通院にかかる交通費、引越し費用、やむを得ず休業することによる生活費の 不足を補う経費、犯罪により被害を受けた者が死亡した場合における葬祭費、犯罪等に より被害を受けた者の治療のための付添にかかる費用、精神的ダメージにより治療が必 要となった場合の医療費、通院費、付添者にかかる費用

【支援対象外】

- 1 貸付金申請時において、生活保護を受けている者
- 2 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む)がある場合(犯罪及び生活事情を勘案して特に必要と認められる場合を除く)
- 3 犯罪行為を誘発するなど、犯罪被害者にもその責めに帰すべき重大な事由がある場合
- 4 犯罪被害者等が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- 5 貸付金の返済が困難と認められる場合
- 6 貸付を行うことが、社会通念上不適切と認められる場合

一時的な住居の提供等	県
ホテル等の宿泊の提供	被害直後の緊急避難場所として、ホテル等の宿泊先の提供を
	行い、宿泊費の費用負担を行います。 (原則3日以内)

【支援対象者】

- 1 県内で発生した殺人・強制性交等の事件被害者及び家族、またはその遺族で、事件発生直後、一時的に安全な居住場所を確保する必要がある者
- 2 警察に被害申告があるなど、客観的に犯罪被害者であることが確認できる者

【支援対象外】

- 1 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護法等に関する法律及びストーカー行為等の規制等に関する法律の違反に該当する場合
- 2 犯罪被害者等と加害者の間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む)がある場合
- 3 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- 4 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- 5 緊急避難場所(ホテル等)の提供の支援が社会通念上適切でないと認められる場合

県営住宅の一時使用	自宅で被害にあったことなどにより、それまでの住居に住み
	続けることが困難となった方を対象に、県営住宅の一時使用
	(原則3ヶ月以内、最高1 年間を限度として延長可)による
	支援を行います。(使用料は被害者負担)

【支援対象者】

- 1 犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難となった、または現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために居住することができなくなったとの理由から、住宅に困窮している者
- 2 集合住宅で自立した生活ができるとともに、一時使用期間終了時までに安定した住居を確保する意欲があること
- 3 一時使用期間中、サポートステーションの職員が行う生活状況等の確認に応じるとともに、状況に応じて提供する支援施策を受ける意思があること

民間賃貸住宅の情報提供「自宅で被害にあったことなどにより、それまでの住居に住み 続けることが困難となった方を対象に、ご希望に応じて民間 賃貸住宅の情報提供を行います。※(公社)神奈川県宅地建物取引業 協会及び(公社)全日本不動産協会神奈川県支部との協定に基づき、提供する物 件に支援対象者が入居を希望する場合、仲介手数料がかかりません。

【支援対象者】

・現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難と なった者

【支援対象外】

- 1 犯罪被害者等と加害者との間に(事実上の婚姻関係を含む。) 親族関係がある場合
- 2 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合及び当該犯罪被害につき被害者にも責めに帰すべき行為がある場合
- 3 犯罪被害者が暴力団等反社会的組織の構成員及びその関係者である場合
- 4 支援の提供が社会通念上適切でないと認められる場合

④ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

性犯罪や性暴力の被害者は、早い時期に適切な支援を受けることが、早期回復につなが るといわれている一方、羞恥心や自責の念などから、警察への通報をためらい、誰にも相 談できずにひとりで悩んでいることが多いといわれています。

県くらし安全交通課では、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 「かならいん」を設置し、性犯罪や性暴力の被害者が、必要なときに適切な支援を受けら れるよう、24 時間 365 日、女性相談員による電話相談を匿名で受け付けています。

さらに、男性や LGBTs の被害者が、1 人で悩まず、より安心して相談していただけるよ う「かならいん」に「男性及び LGBTs 被害者のための専門相談ダイヤル」を設置し、専門 相談員が匿名で相談を受け付けています。

相談業務

- ○県が運営しています。
- ○性犯罪・性暴力の被害にあわれた方やご家族などからの相談に女性相談員が応じてい ます。(性別等は問いません)

 $045-322-\overset{\circ}{7}\overset{\circ}{3}\overset{\circ}{7}\overset{\circ}{9}$ 【電話相談】

24 時間 365 日受付

※ 必要に応じて、面接、医療機関受診、カウンセリング、法律相談、付き添い支 援を行います。(いずれも条件等があります)

○性犯罪・性暴力の被害にあわれた男性や LGBTs の方からの相談に専門相談員が応じています。

【電話相談】 045-548-5666

毎週火曜日 16 時~20 時受付(祝日、年末年始は除きます)

【かならいんカード】 駅や商業施設、役所のトイレなど、 設置にご協力いただける場合は 県くらし安全交通課までご連絡ください。



神奈川県下 犯罪被害者等支援施策 一覧

根拠法令等の種類		2000年	。 禮被害者等支援 特化条例	安全・安心 まちづくり条例	災害見舞金 支給条例	小災害見舞金等 支給要綱	
支援メニュー		横浜市 【平成31年4月1日施行】	茅ヶ崎市 【平成27年11月25日施行】	寒川町 【平成15年4月1日施行】	横須賀市 【平成20年4月1日施行】	座間市 【平成16年4月1日施行】	秦野市 【平成元年6月23日告示】
日常生活	ヘルパー	【家事・介護支援】 9割(3時間、24回)	【家事・介護支援】 60時間以内	-	_	-	-
支援	一時保育	【一時保育費助成】 9割(上限2,500円10回)	【一時預かり支援金】 (上限3,000円で5回)	-	_	-	-
法征	律相談	【法律相談】 1案件2回まで無料	_	-	_	-	-
精神	面支援	【カウンセリング】 無料(上限10回)	_	-	_	-	-
	転居支援	【転居費用助成】 上限20万円、2回	【転居費用助成】 上限10万円	-	_	-	-
住居支援	市営住宅	市営住宅目的外使用	_	-	市営住宅 目的外使用	-	-
	緊急避難	【一時避難】 県制度利用者に延泊2泊	【家賃支援金】 3万円を上限、6か月間	-	_	-	-
	遺族見舞金	30万円	5 0万円	50万円	_	20歳未満 20万円 20歳以上 30万円 (犯罪被害・交通事故)	10万円
経済的負担 の軽減	重傷病見舞金	10万円	10万円	10万円	_	2~6万円 (入院日数に よる) (交通事故のみ)	3万円
	性犯罪見舞金	5万円	5 万円	-	_	_	-

[※]神奈川県内 市町村数 3 3 (市19、町13、村1)

政令指定都市の状況について

犯罪被害者支援条例

(合計 7市)

平成23年度 京都市、岡山市

平成25年度 堺市、神戸市(平成30年7月改定)

平成30年度 名古屋市 平成31年度 横浜市 令和 2年度 大阪市

安全・安心まちづくり条例 (合計 5市) 平成19年度 新潟市

平成21年度 札幌市(令和2年8月から支援開始)

平成22年度 静岡市、浜松市

平成26年度 北九州市

計画·要綱 (合計 5市) 平成26年度 川崎市

平成27年度 仙台市、広島市

平成29年度 千葉市

平成30年度 さいたま市(令和3年度条例施行予定)

制定なし (合計 3市) 相模原市 福岡市 熊本市

:	地方公共団体	自治体数	条例制定 (うち特化条例)	割合 (%)	
者	都道府県	47	37 (21)	78.7 (44.7)	
耳	00个指定都市	20	12 (7)	60.0 (35.0)	
ī	市区町村	1721	558	32.4	
É	合計	1788	607	33.9	

※令和2年4月1日時点

政令指定都市 犯罪被害者等支援施策 一覧

		札幌市 【令和2年8月1日施行】	横浜市 【平成31年4月1日施行】	名古屋市 【平成30年4月1日施行】	京都市 [平成23年4月1日施行]	大阪市 【令和2年4月1日施行】	堺市 【平成25年4月1日施行】	神戸市 【平成25年4月1日施行】 【平成30年7月1日改正施行】	岡山市 【平成23年4月1日施行】
	ヘルパー	【家事・介護支援】 3千円/1h 72時間	【家事・介護支援】 9割(上限4千円3時間、24回)	【家事・介護支援】 家事援助、介護 (78時間以内)	【家事・介護支援】 家事援助、介護 (25時間以内)	【家事支援】 無料 (96時間以內、1年)	【家事支援】 無料、1家庭25時間以内	【家事援助】 2分の1(25時間以内)	-
	配食	【配食サービス】 上限1,000円/1食 60食	-	【配食サービス】 上限1,000円30回/1日1回	- Consider to	【配食サービス】	【配食サービス】	【配食サービス】 上限1,000円/1日 (30日)	-
日常生活	一時保育	【一時保育費助成】	【一時保育費助成】	上版1,000円30回/1日1回	【一時保育費】	無償/1日1回、1年間 【一時保育費】	無料、1人につき25食 -	【一時保育費】	-
文援	教育支援	3千 円×人数/1日 10日 -	9割(上限2,500円10回)	-	上限2,500円 (10回)	上限3,000円 (10回)	-	2 分の1 (5日以内) 【教育関係費】 2 分の1 (5万円以内) 【奨学金返還】 2 分の1 (30万円以内)	-
法征	聿相談	_	【法律相談】 1案件2回まで無料	-	-	【法律相談】1時間30分 1案件2回無料	-	-	-
精神	₹面支援	【カウンセリング】 上限1万円/1回 (年12回) 【精神医療支援】 実費額/1回 (年12回)	【カウンセリング】 無料 (上限10回)		精神科医の診察が必要と認 めたものが対象	【精神医療支援】 上限5,000円 (24回)	【カウンセリング】 無料 (上限6回)	【カウンセリング】 無料 (上限10回)	-
	転居支援	【転居 費用助成】 上限20万円、1回まで 【転居後家賃】 上限月3万円、1年以内	【転居費用助成】 上限20万円、2回まで	-	-	【転居費用助成】 上限20万円、1回まで	-	【転居費用】 上限18万円、2回まで 【転居後家賃】 家賃の50%助成(上限月3 万円、1年以内	-
住居支援	住居復旧	【ハウスクリーニング】 上限 30万円	Ţ	-	-	-	-	【住宅復旧·防犯対策】 2分の1、上限30万円	-
	市営住宅	-	【市営住宅目的外使用】	【市営住宅の斡旋】 市営住宅の優先入居、一時 的な提供	【市営住宅の斡旋】 市営住宅の優先入居	【市営住宅の斡旋】 市営住宅の優先入居		【市営住宅目的外使用】 1年間家賃免除	【市営住宅目的外使用】
	緊急避難	-	【一時避難】 県の制度利用者に延泊2泊 分まで	【一時避難】 警察の制度利用者に延泊6 泊分まで	【一時避難】 社会福祉法人などが運営す る民間シェルター	-	【一時避難住宅提供】 3か月以内、家賃免除、光 熱水費等実費負担	【一時避難】 警察の制度利用者に延泊7 泊分まで(上限7千円)	
	遺族見舞金	支援金30万円	30万円	支援金30万円		30万円	_	50万円	-
経済的負担	損害賠償援助	-	-	見舞金150万円	【生活資金】 30万円	-	-	-	-
の軽減	重傷病見舞金	支援金10万円	10万円	支援金10万円	30万円 ※生活困窮者が対象	10万円	-	15万円	-
	性犯罪見舞金	支援金10万円	5万円			10万円	-	-	-
就的	¹ 労支援	_	-	_	_	_	-	【就労準備金】 資格等取得費50%助成(上 限10万円)	-
*	の他	情報の提供を公衆に求める 費用、裁判を傍聴する費用 上限10万円			令和2年度からヘルパー、 一時保育を追加	被害発生の初期段階に、職員が犯罪 被害者等に接触を図るなど、犯罪被 害者等の状況に応じたアウトリーチ 支援を実施	令和元年度に条例改正は行 わず、日常生活支援の補助 を追加	未解決事件の情報収集活動 費用、裁判に出席する旅費 上限10万円	

本市における今後の犯罪被害者等支援のあり方について

特化条例の制定に向けた考え方について

犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけではなく、市民や事業者等を含めた社会全体とし ての取組が不可欠であり、市民等の理解の下、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支 える地域社会づくりを推進することが重要となります。

本市として取組を進める場合においても、支援を行う目的や基本理念、施策、行政・市民・事業者 等の責務などについて、しっかりとした根拠に基づく規定を行うとともに、その内容を対外的に広く かつ明確に示し、犯罪被害者等支援に係る市民理解度の深化を図ることが必要となることから、本市 の取組根拠については、地方自治体として最高の規範であり、また市民の負託を受けた議会の議決を 経て制定される「条例」として位置付けることを目指します。

2 都道府県及び市町村の役割について

犯罪被害者等基本法では、都道府県・市町村を区別せず、地域の状況に応じた施策を総合的に推 進することが求められており、内閣府作成の犯罪被害者等施策の手引きの中でも、「都道府県・市町 村の役割分担については、厳密、排他的なものとしてではなく、地域の実情に応じて犯罪被害者等 が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするという視点に立った相互 補完的なものとしてとらえることが重要である。」とされています。

【犯罪被害者等基本法 第5条(地方公共団体の責務)】

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を 踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

市町村の役割

|健医療・福祉制度の実施主体であることから、まず||するほか、各種連絡会議や研修を通じた情報提供や| は、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの略発など市町村との連絡調整・支援を行うととも 相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する。に、被害者の置かれた環境や心身の状況に精通した 各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーデ<mark>専門家 (弁護士、精神科医、臨床心理士等) の確保</mark> ィネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供及び紹介、県域全体にまたがる関係機関・団体や支 や橋渡しなどを行うこと

都道府県の役割

住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保 市町村と同様、被害者からの相談等に適切に対応 援制度に関する情報提供、被害者支援に携わる者へ の研修、被害者問題に関する調査研究など市町村単 位では対応が難しい取組を重点的に実施すること

(犯罪被害者支援手引き 警察庁)





基礎自治体として求められる役割

- A 一次的な相談窓口の整備
- B 各種支援制度を活用した被害者への直接支援
- C 関係機関・団体への橋渡し・情報提供
- D 新たな特化制度に基づく直接支援(※下記4)

広域自治体として求められる役割

- A 専門家による相談体制の整備
- B 市町村・団体への研修・啓発
- C 市町村・団体への情報提供・連絡調整
- D 県条例に基づく独自支援

3 神奈川県の支援実施状況、支援体制について

広域自治体としての県(県警、支援センター含む)の現在の支援状況は、多くの都道府県で実施している直接支援(相談、付き添い等)、法律相談、カウンセリングに加え、経済的支援(生活資金貸付)や住居支援(県営住宅優先入居、一時避難場所提供)などが実施されています。また、支援体制についても、県・県警・支援センターが三位一体となってワンストップ支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が整備されています。

4 本市として整備を検討する支援施策について

上記2、3の内容、また広域自治体としての現在の県の支援内容、体制について、全国レベルが確保されている中で、住民にとって最も身近な基礎自治体として各種福祉・保健事業などの様々な行政サービスを提供する本市において、さらなる犯罪被害者等支援の取組を推進するためには、<u>県</u>でカバーできていない部分のきめ細やかな支援を実施することが求められます。

この考え方に基づき、次のとおり本市として実施すべき支援施策を抽出しました。今後は、この項目について検討を進めていくことを予定しています。

ア 日常生活支援

怪我の治療や警察の事情聴取、各種手続きや裁判参加等によって、今までどおりの日常生活が送れなくなるだけでなく、精神的な問題により、これまであたり前にできていたことがうまくこなせなくなるなどの影響が出た場合に、日常生活に対する支援が必要となります。

イ 住居支援

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になった場合に、被害者等の住居環境を変えるための支援が必要となります。

ウ 経済的支援

犯罪被害による失業や、怪我の治療・通院、転居、裁判参加など、生活環境の大きな変化により被害者等が金銭的に困窮することから、犯罪被害者等給付金や保険金等が受領できるまでの間の、当座の生活資金について支援が必要となります。

工 相談支援

犯罪被害により、今までの生活環境が変化するとともに、心身に様々な影響がでるため、専門家等による相談や様々な問題について相談に応じるなど、必要な情報の提供や助言等の支援が必要となります。